

第 134 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 134 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 8 月 6 日（金）18：30～20：02
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務（法務省）
- 地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務（法務省）
- 中央合同庁舎第 3 号館施設管理業務（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（法務省）

入国管理局 入国在留課 内田審査指導官、久米係長
総務課 君塚総括補佐官、本針補佐官、簾内補佐官、市村専門官

（国土交通省）

大臣官房会計課 山越施設管理専門官、荒井係長、渡邊係長、河内係長、廣瀬係長

（事務局）

館事務局長、和田参事官、栗田参事官、廣瀬企画官

○樫谷主査 お待たせいたしました。それでは、ただいまから「第 134 回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務」、「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」の実施要項（案）について、及び国土交通省の「中央合同庁舎第 3 号館施設管理業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務」及び「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、法務省入国管理局入国在留課の内田審査指導官、総務課の君塚総括補佐官に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容などにつきまして、2 本まとめて 20 分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○君塚総括補佐官 法務省入国管理局でございます。

入国管理局では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、平成 23 年から 3 年間、外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務及び地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務の二つにつきまして、市場化テストを実施させていただくことになりました。この市場化テスト対象事業、それぞれインフォメ業務、在留窓口業務と略して呼ばせていただきますけれども、説明に当たりましては最初のインフォメ業務を私、君塚の方で、その後、在留窓口業務は審査指導官の内田が説明させていただきます。

では、早速インフォメ業務から説明をいたします。実施要項（案）をご覧いただきたいと思います。

インフォメ業務につきましては、出入国審査手続、在留審査手続、退去強制手続、難民認定手続及び外国人登録手続に関する来訪客、それから電話、メールによる相談に対しまして、各種言語によるきめ細やかな対応を行いまして、在留外国人、その他日本人関係者などへの行政サービスの向上を図ることを目的に、全国の地方入国管理官署に設置している相談窓口でございます。

ちょっと外れますが、先ほどお手元にこの出入国管理というパンフレットをお配りしてございますので、簡単に今の手続の概要を申し上げます。

4 ページ、5 ページが出入国審査でございまして、主として空港、成田・関空・中部等で行われる、初めて日本に入ってきたときに関する手続でございまして、この真ん中から下の方に若干流れが書いてございます。一般のどこの国でも行われているパスポートのチェック等ございますが、日本におきましては更に加えて、ちょっと写真が小さく見にくくて恐縮でございますけれども、指紋と顔写真の撮影によるチェックも行っているところでございます。そういう一連の手続が終わりますと、5 ページの上の方にございますけれども、上陸許可のスタンプ、即ち証印が与えられるということになってございます。

めくっていただいて、8 ページ、9 ページが在留の管理ということでございまして、95%の方は数週間で帰られるわけでございます。最近、中国人の観光客も多いわけでございますが、ほとんど短期間のうちに帰られるわけでございますけれども、5%の方の中に留学だとか、就職だとか、日本人の同居等を目的として日本で生活される方がいて、そういった方が 1 年に 1 回とか、3 年に 1

回とか、ある年数ごとにビザの延長とよく言っていますけれども、そういう手続をするための各種手続がございます。

まためくっていただいて、10 ページ、11 ページはよくテレビでも報道されておりますが、要は不法滞在をした外国人を入国警備官が捕まえまして、その後、法的な手続に基づいて最終的に国にお帰りいただくという手続を行っているわけでございます。

12 ページ、13 ページがそれぞれ難民の認定、外国人登録ということで、難民の認定というのは特殊な手続でございますが、本国等での迫害を逃れて我が国に庇護を求めてきた外国人に対する手続でございますし、外国人登録は日本に住んでいる外国人が市町村の方で日本の住民登録に代わって行く手続でございます。こういった一連の手続について、手続の仕方がわからないとか、どういう書類が必要なんだろうとか、どうやれば許可が出るんだろうかといった案内を委託で行っているということでございます。

次に、実施要項（案）の2をご覧くださいと思います。委託対象窓口につきましては東京入国管理局、これは品川区の港南にございます。それから東京入国管理局横浜支局、これは横浜市の金沢区にございます。名古屋入国管理局は、名古屋市港区にございます。大阪入国管理局は大阪市の住之江区の方にございますけれども、ワールドトレードセンターの近くでございます。この4か所にございまして、委託業務の中身につきましては相談窓口に来られた方に対して今、申し上げたような様々な入国管理業務手続についての案内、相談等を行うものでございます。

それに加えて、東京入国管理局におきましては来庁者、実際に来られた方に対する案内、相談業務以外に電話、それからメールによる対応を全国分まとめて受け付けることによりまして、さらなるサービスの向上を図っていきたくと考えているところでございます。

これらのサービスにつきましては応接態度、言葉遣い及び必要な情報に関する利用者の満足度につきまして利用者アンケートを実施したいと考えておりまして、そのサービスの質の確保を図りまして、「実施期間」はこの3の方に書いてございますけれども、平成23年4月1日からの3年間を考えてございます。

それから、4の「入札参加資格」につきましては欠格事由を定めるほか、全省庁統一資格等に基づきまして、金額規模に照らしてA等級、B等級またはC等級であって履行実績を有するものということで、より多くの業者さんに入札に参加していただくような形で実施要項（案）に記載してございます。

5の「入札に参加する者の募集」につきましてはスケジュールでございますが、そこにあらましを書いてございますけれども、公告と説明会を本年10月の上旬から中旬、提案書の提出期限を11月下旬、入札書の提出を翌年23年1月の上旬か中旬に実施したいと考えておりまして、より多くの方の参加が見込まれるような十分な期間を設定したいと考えております。

6の「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準」についてでございますけれども、これは、各地方入国管理局に評価委員会を設けまして、そこであらかじめ入札されることから提案された提案書の内容が業務委託の目的に沿った実行可能なものかどうか、必須項目審査として300点の基礎点で評価をいたします。次に、その提案書の内容が、より効果的なものであるかというこ

とにつきまして、加算項目審査といたしまして最高 150 点の加算、加点で評価をいたしまして、その合計点を除算式の総合評価方式により決定したいと考えております。

このうち、必須項目審査につきましては実施要項（案）の本文の方にございますけれども、5 ページの 6 に「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準」というのがございますが、(1) のアの (ア) に「管理体制（コンプライアンス等）について」とございますけれども、管理体制の必要事項につきましては、コンプライアンス・セキュリティ管理についての社内体制が整っていること、業務従事者の管理体制が整っていること、接遇、速度、正確性等のサービスの品質管理が整っていること及び事故時の緊急事態への対応が整っていること、この 4 つを考えてございます。

次に (イ) の「業務処理体制（公共サービスの質を確保できる体制）について」でございます。これは 4 か所の事業履行場所ごとに業務処理体制、支援体制、人員補助体制を整えることを考えております。またページをめくっていただいて、17 ページに 4 か所の対象事業履行場所を書いてございます。右側の方に「使用言語別（注）」というものがございます。それに記載した言語での相談に対応できる者を配置していただく必要があると考えております。

また、元に戻りまして今度は 6 ページになりますけれども、(ウ)「研修体制について」は出入国管理業務、接遇・クレーム処理、コンプライアンス・セキュリティ、マネジメントの研修計画をあらかじめ策定いただきまして、これに基づいて委託業務の開始前に業務従事者に対しまして研修を実施することが必要であると考えております。また、業務開始後に新たに従事することになった者に対しましても、同様に研修を実施していただきたいと考えております。

以上の管理、業務処理、研修のそれぞれの体制につきましてすべて満たしている場合、合格として基礎点の 300 点を与え、1 つでも満たしていない場合は失格としたいということでございます。

次に、概要 6 の加算項目審査についてでございますけれども、これは実施要項（案）の 6 ページから 8 ページにかけて書いてございます。「業務処理体制についての提案」が最高 30 点、「相談対応業務についての実務経験を有する者の配備についての提案」が 20 点、「語学能力を有する者の配置についての提案」が 20 点、「出入国管理行政に関する知識を有する者の配置」などについての提案が 20 点、「研修計画についての提案」が 30 点、「自己モニタリングの実施についての提案」が 30 点、合計で 150 点という配点にしてございます。

インフォメ業務につきましては、実は従来からすべて民間業者と委託契約を締結してきたところでございますけれども、これまでの実施状況に関する情報の開示としましては実施要項（案）の 41 ページから 44 ページにかけて、ちょっと細かい文字で恐縮でございますけれども、経費、人員、業務量の過去 3 年間の実績を添付してございます。

また、インフォメ業務を行うために必要なスペース、これは各地方入国管理局の中に確保してございますが、そのインフォメーションセンターで使用していた場所を提供させていただきます。それから、インターネット端末、固定電話、これはネット上での検索とか、電子メールを受けたいとか、電話の相談を受ける場合、そういった対応に必要な機器でございます。そういう設備については入国管理局において準備をいたしたいと考えております。

それから、実施要項（案）の最初の方の概要でございます。2 ページの後半、9 以降に報告事

項、業務上知り得た秘密の保持、これは相談内容でございますから個人情報も入っておりますので個人情報の問題、契約を履行する前の研修及び業者が変更される場合の引継ぎ、再委託の問題、契約解除条件などについても記載をしております。

また、15 ページの方の 11 に「委託業務に係る評価に関する事項」とございます。このインフォメ業務の市場化テストの評価につきましては、内閣総理大臣が行うこととされている評価の時期を踏まえまして平成 24 年 12 月に実施したいと考えております。

以上、前半の部分でございますが、インフォメ業務についての説明とさせていただきたいと思っております。

○内田審査指導官 引き続きまして、「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」について説明させていただきます。入国管理局審査指導官の内田と申します。

地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務、略して在留窓口業務と呼ばさせていただきますけれども、実施要項（案）の概要に沿って説明させていただきます。

外国人の入国及び在留に係る諸申請は、我が国に入国して中長期に在留を希望する外国人や、既に日本に在留して引き続き在留を希望する外国人が日本に入国し、または在留する法的地位の付与に関する許認可の前提としまして、地方入国管理局、支局及びこれらの出張所において受理され、法務大臣の権限として許否の決定が行われております。

このような在留窓口業務は、地方入国管理官署で行っている申請受理業務のことです。先ほどのパンフレットで 8 ページ、9 ページの部分です。再入国の許可あるいは資格外活動許可、在留期間更新、それから右側のページの永住許可、就労資格証明書、こういったものが手続になります。

概要の 2 に記載してございますけれども、「委託対象申請受理窓口」につきましては、東京入国管理局、東京入国管理局横浜支局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局の 4 か所です。

その委託業務の内容につきましては、在留資格認定証明書等の交付申請にかかる受理事務と、在留期間更新許可等の申請にかかる受理事務を行うものであります。ここにあります「在留資格認定証明書」といいますのは、先ほどのパンフレットの 4 ページの左下でございます。これは、あらかじめ日本に中長期に滞在したいという外国人の方について、日本に居住する代理人の方が申請して、その外国人の方が日本に入国する要件に適合しているということを証明するものです。これによって日本大使館、領事館の方でビザを速やかに取得することができますし、あるいは空港で速やかに上陸の許可を受けられるというものでございます。

これらのサービスにつきましては、申請の受付までにかかった時間及び応接態度に対する満足度について利用者アンケートを実施すること、また、適正な申請受理を行っているかにより、そのサービスの質の確保を図り、実施する期間は 3 に記載しておりますとおり、平成 23 年 4 月 1 日から 3 年間でございます。

4 の「入札参加資格」でございますけれども、欠格事由に該当しないということは当然のこととしまして、全省庁統一資格において「役務の提供等」の A 等級、あるいは B 等級に格付けされているものであること。または、全省庁統一資格において「役務の提供等」の C 等級に格付けされてい

るもので、この入札にかかる「役務の提供」と同等以上の仕様の役務の提供の履行実績を有するものというふうにしております。これによりまして、より多くの方が入札に参加できるような実施要項（案）としております。

5の「入札に参加する者の募集」についてのスケジュールですけれども、インフォメーションセンターと同じでございまして、入札公告、入札説明会を今年10月の上旬から中旬、提案書提出期限を11月下旬、入札書提出を平成23年1月の上旬から中旬に実施する予定としております。

6の「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準」でございましてけれども、各地方入国管理局に設置します評価委員会におきまして提出された提案書の内容が委託業務の目的に沿った実行可能なものであるかを必須項目審査としまして300点の基礎点で評価します。次に、その提案書の内容が効果的なものであるかを加算項目審査として最高150点の加算で評価し、その合計点を除算式の総合評価方式により決定することとしております。

必須項目審査の対象としましては、管理体制、業務処理体制、研修体制の3つでございまして。

実施要項（案）の4ページのアをご覧くださいと思います。

（ア）の「管理体制」の必要事項は、コンプライアンス・セキュリティ管理についての社内体制が整っていること、業務従事者の管理体制が整っていること、待遇、速度、正確性等のサービスの品質管理が整っていること、事故時等緊急事態への対応が整っていることの4つでございまして。

（イ）の「業務処理体制」につきましては、4か所の事業履行場所別に申請書の確認・受理業務、窓口における苦情・相談対応業務、統計表、事業報告書の作成対応業務、管理業務の4つの業務について業務処理体制、支援体制、人員補助体制を整える必要があります。

（ウ）の「研修体制について」は、入国在留諸申請事務、端末、コンプライアンス・セキュリティ、待遇・クレーム処理、マネジメントの5つの内容を含む研修計画を策定し、これに基づいて委託業務の開始前に業務従事者に対して研修を実施することが必要でありまして、また、委託業務開始後に新たに従事することとなった者に対しても同様に研修を実施する必要があります。

以上の管理体制、業務処理体制、研修体制のそれぞれの各項目をすべて満たしている場合、合格として基礎点の300点を与え、1つでも満たしていない場合は失格となります。

次に、概要の6（3）の「加算項目審査」の対象につきましては、これは実施要項（案）の方の4ページから6ページをご覧くださいと思います。

まず5ページの（ア）に「業務処理体制についての提案」、これが最高40点、「法令等に反しない範囲におけるサービスの質の向上に資する改善についての提案」が最高30点、「研修計画についての提案」が最高40点、「自己モニタリングの実施についての提案」が最高40点という配点でございまして。

現行の在留窓口業務につきましては、東京入国管理局及び東京入国管理局横浜支局につきましては非常勤職員が行っております。名古屋入国管理局につきましては、平成19年度途中に非常勤職員から民間委託に変更、平成20年度以降は民間委託となっております。大阪入国管理局は、平成19年度から民間委託により行ってきたところでございまして。

これまでの実施状況に関する情報の開示といたしましては、実施要項（案）の21ページから24

ページ、これは別紙の6の後ろの方ですけれども、ここに経費、人員、業務量、過去3年間の実績を添付しております。

また、在留窓口業務を行うために必要なスペースにつきましては、各地方入国管理局内の申請受理窓口を提供しますほか、受理するために必要な専用のコンピューターの端末装置、その他業務処理に必要と認められる設備一式について入国管理局において用意することとします。

そのほか、実施要項（案）概要の2ページの9以降に報告すべき事項、業務上知り得た秘密の保持、業務を履行する前の研修及び業者が変更される場合の引継ぎの実施、契約内容をすべて再委託することの禁止、契約解除条件などについて記載してございます。

最後に、実施要項（案）の10ページの11をご覧いただきたいと思います。この在留窓口業務の市場化テストの評価につきましては、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえまして平成24年12月に実施することとしております。

以上、簡単でございますけれども、地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務の説明とさせていただきます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたら、まずインフォメーションセンターの方からお願いします。

○稲生専門委員 まず質問でございまして、今回、市場化テストで初めてチャレンジするというところで聞いているんですけれども、インフォメーションセンターの方でこれまでお願いをしていた先が財団法人というふうに聞いてございまして、これがどういう法人でいらっしゃるのか。それから、規模ですね。全国展開されているような財団法人でいらっしゃるのか。そこら辺の知識が全くないものですから簡単で結構ですので、その財団法人の内容とどういう体制で仕事をやっておられるのかとか、あるいは法務省との御関係がもしあればどういう御関係であるのかとか、簡単に概要の御説明をお願いしたいと思います。

○君塚総括補佐官 今、インフォメーションセンター業務を委託しているところは財団法人入管協会というところでございます。細かな数字までは持ち合わせていないんですけれども、昭和62年ごろに法務大臣の認可を受けて設立されてございます。主として出入国管理行政の調査研究業務であるとか、それから雑誌の発行で出入国管理に関する最近の動きであるとか、あるいはその手続に関する雑誌の発行、それからこれは平成3年以降だと思いますが、インフォメーションセンターの委託業務を行ってきた経緯がございまして。

それで、この出入国管理のパンフレットの最後に地図が出てきますけれども、現在は全国8か所の入国管理局、これはブロック機関でございまして、それから那覇と神戸と横浜の3つの支局にインフォメーションセンター、ないし相談員を配置してございます。それぞれ現在は調達手続を経て財団法人入管協会が委託を受けているということでございますが、今回の市場化テストを機にそれを大幅に見直して、少なくとも私どもマニュアルも作成して、そういう能力のあるところについては参入ができるようにということで、実施要項（案）のとおり業務委託に係る仕様を今までの調達から大幅に見直したということでございます。

その財団の基本財産とか、そういう細かいところは今わかりませんので申し訳ございません。

○稲生専門委員 せっかくの機会でもありますので、できるだけ多くの民間の方に参入いただければという思いでお聞きしたまででございます、これ以上は結構かと思っています。

それで、お聞きしたいのが、結局民間のハードルとしてはどれだけの専門知識を持ってこの相談業務に関わっていくのかということに尽きると思います。そういう意味で今、補佐官がおっしゃいましたけれども、マニュアルで、恐らく民間が必要となるであろう相談業務の中でも専門的な知識のレベルみたいなものは、一応すべて確認できるように書き込むようなことで考えておけばよろしいのでしょうか。

○君塚総括補佐官 これまでは、ややそういう個々の人の経験とか知識などによる部分もございませぬけれども、これまで長い業務実績もございませぬし、メールとか電話で請け負うときの様々な記録というものがございませぬので、それを私ども官側の方で整理いたしまして、ほかの市役所さんとかほかの行政機関がやっているようなものも参考にさせていただいて統一的なマニュアルをつくっていきたい。もちろんその積み重ねも大事でございませぬので、実際に委託した後も更にそういう質問やそれに対する回答が加わることによってマニュアルを適宜改訂していきながら、基本的に大半の相談・案内をマニュアルで対応いただけるようにということを特に推進していきたいと考えてございませぬ。

今そのマニュアルについては目下、作成中でございますけれども、例えば一部はホームページに載せて、それに対応できるようにするとか、様々な工夫は図ってまいりたいと思いますが、今回の市場化テストを機にそのプロジェクトについても現在、動かしているところでございませぬ。

なお、インフォメーションセンター業務について、ある程度専門的な知識は必要でございませぬけれども、在留窓口業務の方についてはインフォメーションセンター業務ほどの知識は必要ではないと考えていませぬ。

○稲生専門委員 それから、語学に関することですが、そのマニュアルというのは日本語のみの作成になるのでしょうか。あるいは主要5言語というか、この必須条件でしたか、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の5種類のものに訳されるというものになるのでしょうか。

○君塚総括補佐官 若干、予算との兼ね合いもございませぬので、基本的には日本語でやりたいと思ひます。

そもそも先ほど申し上げたようにその言葉ができる人間を配置していただきますので、そのマニュアルを見ながら適宜母国語に訳していただければと思ひしておりますけれども、最低限、例えば英語についてはホームページに一部をQ&Aの形で載せるということも考えておりますので、そこは予算状況で対応はしていききたいと思ひしておりますが、基本的には日本語を中心ということになるかと思ひしております。

○稲生専門委員 また戻ってしまつて恐縮なのですが、入管協会の件で、今まで全地域についてお受けになられているという理解でいいのでしょうか。

さっきはこれで結構だと言ひながらも、結局どれだけの体制で、つまり恐らくこの語学の問題は結構今回大きいかと思ひしております、入管協会がどれだけの人員を抱えているのかとか、そこら

辺の開示ですね。

41 ページ以降にいろいろ情報開示をいただいているんですけれども、どういう体制で語学力のある方が、例えば英語だけの方なのかとか、英語とスペイン語が堪能であるとか、そこら辺はもうちょっと踏み込んだ開示というものがなかなか難しいと思うんですけれども、これをしていただくと恐らく民間としてはそれだけの人員をそろえればいいのかということで、より目安として立てやすいんじゃないかというふうに実は先ほども議論をしております、そこら辺というのはさらなる情報の開示みたいなものは可能なんでしょうか。

○君塚総括補佐官 今のアドバイスを踏まえまして事務局とも相談させていただきましても、さすがに1人で10か国語もできる人はあまりいないものであり、東京とか各地域によって事情が異なり、例えば名古屋ですと英語よりもスペイン語、あるいはポルトガル語の需要が大きく、東京ですといろいろな国の言葉の需要があるなど、地域差がございますので、差し支えない限りで個人情報に問題がない限り、どういう言葉について何件ぐらいの相談があったということについてはここに開示してございますけれども、どれぐらい配置するかということについても、これは検討させていただければと思います。

○稲生専門委員 英語でいった場合、ざっくりで結構なのですが、英語力を測るのはTOEICとか英検とかあるんですが、大体どれぐらいの英語力の方を想定されておられるんですか。あるいは普通の会話とか、なかなかそこら辺は難しいと思うんですが、そこら辺の基準みたいなものは特にあるんでしょうか。もちろん、スペイン語とかポルトガル語にそういう検定がないとは思いますが、例えば英語で言った場合のレベルというのはどれぐらいなのでしょう。あるいは、そういうものはないんでしょうか。

○君塚総括補佐官 やはり語学能力も大切なんですけれども、結局その相手方は出入国管理のことでいろいろ聞いてくるわけです。その相談に対して英語ならば英語、スペイン語ならばスペイン語、中国語ならば中国語で返すという能力でございますので、もちろんTOEICの点数云々というものもあると思うんですけれども、それを前提としてこれから研修とかもいろいろ受けていただき育てていただくということも必要だと思いますが、そういう出入国管理に対する基本的な知識をそのマニュアルを見ながらある程度身につけていただいて、それを相手方の質問内容に対して答えられる能力ということになってきますので、そこは逆に言うと提案ベースで入札されるところが御提案いただければと思っています。

誤解のないように申し上げますが、入管の例えばOBでなくてはいけないとか、そういうことは全くございませんで、むしろ柔軟な能力でマニュアルの吸収力もあって、なおかつ相手に対して十分な説明ができる能力程度の語学力は恐らく必要なのではないかと思います。それをTOEIC何点とかとなってくると、ちょっとこれは測り過ぎになってしまうものですから、何点以上ということをごここで実施要項（案）の中に盛り込むということは考えていなかったわけでございます。

○稲生専門委員 要は、民間がどれぐらいの語学能力を持った方をそろえることができるのか、できないのかという、多分そこら辺のところだと思うんです。

例えば説明会のときに模擬面接というか、模擬相談みたいなものをしていただくと、この程度

の語学力でいいのかとか、専門性というよりは、語学力はこれぐらいだったらいいですよと、そういうを見せていただけるような工夫があると、民間としてはなるほどなということでも参入できるのか、できないのかという御判断も可能だと思いますので、これは逆にお願いなのですが、御工夫を一つお願いします。あくまでもTOEICとかは一つの例でございますので。

○君塚総括補佐官 マニュアルについては今、作成途中でございますので、調達手続に際してそれをお見せすることもしますし、実際に東京、大阪でやっている相談の模様を見ていただくというやり方は問題があると思いますので、今おっしゃられたような模擬的なこういうような形でありますということ、例えば職員で実演して参考にしていただくということは一つの方法として可能かというふうに承っておきたいと思っております。

○樫谷主査 41 ページの情報開示のところ、稲生先生も少しお聞きになったところではあるんですが、例えば41 ページの東京入管のインフォメーションセンターの予算というか、実施に要した経費が6,288万2,000円、人員は17名が21年度ということですね。そうすると、これは単純に割りますと三百何十万の世界ですね。この17名というのは常勤で業務委託職員、民間と書いてあるんですが、ずっといらっしゃった方なのか。これは、常勤に近い形で必要なのか。それとも、これはどういう人数なのかです。

つまり、350万弱ぐらいで、当然給料だけではなくて福利厚生費も要るし、管理のためのコストも要るわけですが、そうするとそんなに高くない給料で語学も堪能で何か国語も話をして、かつこういう今の柔軟な対応ができる人が集まるのかなという感じが瞬間的にしたんです。かつ、相談件数も結構多いし、メールも結構多いですよ。

○君塚総括補佐官 今おっしゃられた件でございますが、必ずしも全員が全員9時から5時ということではございませんで、中には常勤のというか、フルタイムの方もいますし、週3回、週2回という方もいますし、そういったものを合わせてこの人数ということでございます。

参考までに今、委託先の方で相談員と雇用契約を結んでいるものの一部をちょっと今、見たのですが、大体1時間単位の時給換算でざっくりでございますが、概ね1時間当たり1,500円から2,000円ぐらいの時給を払っているということでございます。これは、能力云々によって変わってくるところでございますけれども、低賃金ではないかとの指摘は当たらないと考えています。

○樫谷主査 これは、どれぐらいの勤務体系というか、時間とかによってその情報を出さないと、何となくこれだけでは。

○君塚総括補佐官 わかりました。これはまた事務局とも相談して工夫させていただきたいと思っております。

今の件は、このインフォメ業務と窓口業務の両方でしょうか。

○樫谷主査 もちろん両方です。窓口の方も今、見た範囲内では、例えば22ページ、23ページ、21ページもそうなんですけれども、人数の割に経費が少ないんですね。23ページなどは5名の職員がいらっしゃって1,200万なんです。あるいはまた22ページは580万、3名ですね。これでどういう人が来るのかなという感じがして、その辺が心配に少しなったということです。

だから、3名ならば3名で1人は常勤だけれども1人はこうだとか、大体どれぐらい時間がかか

っているかというような情報も出してあげないと、この3名常勤で580万だよと言われてたらほとんど応募がないのではないかと思います。

○君塚総括補佐官 誤解を与えてはいけませんので、今、御指摘を受けた点を含めて、情報開示の中身については改善を図らせていただきたいと思います。

○樫谷主査 あとは、語学と、もう一つは専門性というんでしょうか、専門用語というんでしょうか。それはそんなに難しい専門用語ではないんですか。

○君塚総括補佐官 法律家、弁護士の日常業務で必要とするほどの専門的な用語はなく、確かにある程度業界用語といいますか、在留資格というステータス・オブ・レジデンスなどの用語がございますけれども、それほど高度な専門用語というものが散りばめられているとは考えてございません。相手の方は普通の外国人の方が日本で手続をしたいという内容でございますので、もちろん必要であればそういう用語集みたいなものは準備したいと思っておりますが、基本的に入管法という基本法の英訳もございますので、そういったものを提供しながら、要すればまた官の方に照会していただくことによってかみ砕いた対応をしたいと思っております。

○樫谷主査 24ページに手続の図解がありまして、これを見るとかなり難しいのかなと思ったりするのですが、それはそれほどでもないんでしょうか。ある程度のレベルの知識がないと、一般人の人がこれを見てもなかなか。

○君塚総括補佐官 実はこの右下の辺りが非常に細かく記載されているのは、退去強制手続という、要するに日本で不法残留になってしまった人の手続について、三審制でやっているわけございまして、もうあなたはだめよということですぐに飛行機に乗せて帰るということじゃなくて、相当慎重な審査を経て、最終的には法務大臣まで判断を仰ぐというような手続で相当慎重にやっていることがございます。

こうした内容を表した結果、こちら辺りは細かく記載されているわけでございますけれども、通常は空港の審査、それから入管の窓口の審査ということでございますので、普通に在留、合法的に滞在していただける方についてはそれほど複雑多岐ということはございませんし、相談内容はどちらかというと退去強制手続というよりは在留の方の手続、ビザの延長とか、永住とか、変更とか、先ほどお示したパンフレットの8、9ページの辺りの手続が中心になります。これは、実績からも明らかでございます。

○樫谷主査 この辺もできれば、これを見ると全部理解しないと、ということになると、そういう能力を持っている人というのはどうしても、財団の方はもちろんそういうことにたけていらっしゃるから当然御存じなんだろうけれども、競争者がなかなか現れないんじゃないか。つまり、これにおそれをなしてしまうのではないか。

語学もあるし、こういう専門性もあるし、多言語であるとなるとなかなか資格がないし、コストも非常に安いという、もうやめようという決断になってしまったらいけませんので、その辺の情報をしっかり書いていただかないといけないかなと思います。

○君塚総括補佐官 承りました。

○稲生専門委員 そういう意味では、基本的にはインフォメーションセンターということで独立し

た業務を一括して民間さんをお願いするという整理でよろしいと思うんですが、さっきも出たややこしい部分が出た場合、実際に非常に微妙な判定が迫られるようなところ、ここら辺のところをまさに職員の方でフォローいただくとか、そういう部分というのは何かできないんでしょうか。

単純なところは、形式的に何年いれば日本でこういう資格を得られるかというのは、確かにこれはマニュアル上の話だと思うんですが、微妙な判定があったときに、例えば後ろの方に職員の方がいて質問できる体制、もちろんそれも程度問題だと思うんです。何でもかんでも聞いたら全く意味がなくなってしまうのですが、何かそこら辺をサポートする部分というのはお考えではないんでしょうか。あるいは、難しいんでしょうか。

○君塚総括補佐官 東京入管の例で、現にやっていることでございますので申し上げます。例えば電話とかメールできたときに、これはマニュアルに書いていない、ちょっと自分たちでは手に負えないというような質問がくる場合がございます。例えば、法改正の中身について教えてくれとか、それもだんだんこなれてくるとインフォメに任せられるんですけども、いきなりぼんと今まで想定していない質問がきたときには一たん回答を保留し、東京には総務課がございましてけれども、そこに照会し回答振りを示してもらって、回答するというようなことをやってございます。電話についても同じでございまして、一たん中身を聞いて後で掛け直すという対応でございまして。

それから、窓口に来た方については、実は東京入管は1階がインフォメーションセンターで2階が各審査部門に分かれてございまして、そこにも要するにインフォメで対応できないような、例えば個々の審査の進捗状況はどうなっているかというような相談に対応する窓口がございまして、そこに案内をして対応するというようなことをやってございますので、何も回答がなされないということはないというふうになってございます。

○稲生専門委員 そういう意味で、その部分は民間が多分一番気にするところじゃないかと思っております。もちろんできるだけ民間さんにやってほしい、それは当然のこととございまして、なるべくそういう民間が応募してほしい。ただ、そこら辺の対応がもしあればあれなんです、流れみたいなものが入っていればと思っておりますが、入っていただけません。

○本針補佐官 今回18ページに「委託業務の内容」ということを書かせていただいております。まだ実施要項(案)に入っていないマニュアルのつくり込みに入ってくるわけですが、この中で言うと1の(1)の(ウ)とか(エ)ですが、。いわゆるもともと委託する範囲を決めまして、その範囲外であれば当然職員への引継ぎということになりますし、委託された業務の中でもマニュアルにある業務以外の部分につきましては職員の方に引き継いでいただくこととなります。そういう形で、まだ実施要項(案)の中では見にくく、フローもわかりづらいかもしれないんですけども、30ページの方でございます。これだけだと今のものを絵にただけなので、実際に受託しようとしている業者の方々がこれだけではというところはあると思っておりますので、もう少しこれを文字に落としたような形でマニュアルをつくり込みたいと考えております。基本的にはこのマニュアルの方でその受託される方がどこまで対応すべきなのか、そうでない場合は職員への引継ぎということになっていく流れを基本的には考えておりますので、そういうところが実施要項(案)では見えないんですけども、マニュアルの方でそういうところをわかりやすいようにつくり込みた

いと思っております。

○渡邊副主査 今まで先生方が聞かれたところと重なるところがあると思うのですがけれども、私自身は仕事で昔御質問をインフォメーションセンターに差し上げたことなどもあり、何をやっておられるか、ざっくりしたところはわかっているつもりではいましたが御説明をお伺いして、まず1点目は質問というか、確認をお願いしたいと思います。

この18ページに書いてある委託業務の内容は、これは手続、手続となっていて、あとは受付時間の案内とか、非常に形式的なところを押さえられていると理解しています。

他方、先ほどの話だと、受付の受理業務の方は代理人などによる比率が多いということのをさきほど言われたのですがけれども、実際に質問される時は、インフォメーションセンターには代理人ではなくて、基本的には御本人がわからないと言って電話を掛けてくるなり、窓口に来るという理解でよろしいのでしょうか。

○君塚総括補佐官 これは様々ございます。先ほど、内田指導官が申し上げたのは、これから日本に外国人を呼びたいという手続の場合は、ほとんどは代理人の方が窓口に来られます。他方、日本に来た後に、1年後とか3年後とかに手続をする場合は、もう本人が日本に住んでございますので、来たばかりのときは言葉がなかなかわからないので、日本語じゃなくていろいろな国の言葉でということがございますし、そこは場面、場面ですが本人が来るが多くなっています。退去強制手続のインフォメーションを求められたときには、本人が行くと捕まってしまうというおそれがあるものですから友達が相談に訪れるということもあります。

もちろん、私どもは一々その個人情報を取らないのですが、大体話を聞いている限りだと本人が来るケースもありますし、受入れ機関が来るケースもございますし、友達が来るケースもありますし、これは様々でございます。

○渡邊副主査 今のことに関連して2つあります。

1つは、非常に形式的な点に限って民間ができるように工夫しておられるというところはわかるのですが、一般的な質問と、個別に本件でどうしたらいいでしょうという相談は、多分どのような窓口でもいろいろあると思います。例えば身元保証書の書式をくださいとか、2人ですか、1人ですかとか、そういうことであれば一般的な質問でマニュアルで即判断して区別が容易だと思います。

でも、もしすごく具体的に、「実はAという者がおり」から始まる相談ですと、マニュアルのどこにあるのかたどり着くまで結構大変なプロセスかなという気がしています。そのため慣れない、初めて請負う民間事業者がマニュアルに書いてあるQ&Aまで、こういう場合にはこう答えるということにたどり着くまでのところを研修でうまく慣れてもらい、相談する人が不便に感じない時間でやれるかどうかということが結構重要なかなという印象を持ちました。

そうすると、そういうところを研修で十分トレーニングされて、今まで受託していたところじゃない事業者も可能なぐらいのレベルまでやっていただけるかどうかということをお伺いしたいというのが最初の質問です。

○君塚総括補佐官 今、御経験に基づく質問をされたと伺っておりますが、私どもこの関係で言う

と2つ、情報をきちんと業者さんに流さなければいけないと思っております。

1つは、形式的な必要書類。ただ、書類と言ってもやはりいろいろな国がありますので、大学と言っても国によっては大学とか高等専門学校の違いがありますし、そういった意味で書類の部分の形式的な情報をきちんと伝えてもらうような工夫が必要だと考えております。

もう一つは今、先生おっしゃったとおり、どうすれば許可になるのか、あるいは、この人についてどうすれば、例えば一番本人にとって有意な情報を取れるか。これについても、実は私どもは法律の中で、あるいは運用をある程度公開をしております、例えばパスポートのどこを見れば偽造かといった質問に対しては絶対教えられませんけれども、基準あるいはガイドラインというものを多く公表しているわけでございます。

ただ、それが結局かみ砕いて一般の方にはわからないので、実際には弁護士さんとか行政書士の先生方とかが間に入ってあげるケースもあるようでございますけれども、そういう点のいわゆる実質的な許否判断の一つの基準みたいなものも、すべてがすべて公表できるわけではございませんけれども、既に要領とか通達とかというのは大体については公表してございますので、それをそのマニュアルの中に取り込むなどして縦と横といいますか、その申請手続のマニュアルの部分と、それからいわゆる不許可の基準みたいなものについても、できるだけオープンな情報の範囲内で開示をしていくことで、民間事業者に情報を提供できるものと考えております。

最初はもちろん不慣れな部分があるのかもしれませんが、そこはチャレンジいただくような形のものをつくりたいと考えており、それを説明の中でもきちんと明確にしていきたいと考えてございます。

○渡邊副主査 今の御回答に関連して、例えば在留資格でも、これを見ればこちらの在留資格に決まっているというものもあれば、これとこちらのどちらだろうみたいな、悩ましくてまさに個別の相談が必要になったりする事例があって、多分やはり最初はインフォメーションセンターにコンタクトということはあると思います。

そのときに、さんざん待たせた挙げ句に、わからないので転送ということがあると、それが制度に対する不満みたいな形で出てくると思うので、むしろそういう微妙な判断に迷うというか、判断が必要なものであれば、最初から転送するなど、その辺りの制度の枠組みみたいなところで対応できるところはあらかじめ決めていただいて、民間事業者はここまでというのがもうちょっとはっきりするとありがたいかなという気はします。

○本針補佐官 私自身も現場で実際の審査の業務をしていて、今もインフォメーションセンターとの関係で業務の切り分けの問題があるわけです。インフォメーションセンターである程度お話を伺って、でもインフォメーションセンター限りでは対応がし切れないということで、そののところも今回は私たちの方で工夫しようと思ひまして、30ページにあるんですけども、インフォメーションセンターで途中までお話を聞いた後、職員に引き継いで、聞いた話を職員にもう一回というところ、今までこのインフォメーションセンターの方で受けたものが、こちらの相談されている方にとってみれば、今までさんざん話していることをもう一回話すというのは、それだけで重複になってしまうし、それが苦情になってしまうこともあると思いますので、なるべくそういったところも含めて、

まず守備範囲を決めていくことなのかもしれないですけども、なかなか実際にお話を聞いてみると、相談がどんどんレベルアップして行って、本当に個別のこの辺はどうなんだろうかというところまで、最後はイエスか、ノーかというところまで。だから、こういう実際のぎりぎりのところというのは、やはり職員じゃないとなかなかわからないところもあると思いますので、そこはそういう引き継ぎ方とかも含めてなるべく相談する方が、こちらの業務を受託する側も迷わない程度というか、そこ自体がクレームにならないような形で、そこもマニュアルによってしまうんですけども、ちょっと工夫させていただければと思っております。

○渡邊副主査 2点目は、民間の立場から気になるのは、インフォメーションセンターの相談の過程で、不法在留ではないかとか、明らかにそうだという確信はできなくても、でもちょっとこれはそうじゃないかという場合の通報の義務をどうするか、その辺りの判断のルートをどうするのかといった、そもそも業務の範囲じゃないと言えばそのとおりですけども、実際に実務で動き始めると悩ましい場面としてあるのではないかと思います。私が今すぐ思いついたのはそのぐらいですが、すべてがマニュアル化できるかというそれは難しいとは思いますが、基本のところ、要するに民間事業者はどこまでやればいいのかという観点は御考慮いただけると、民間事業者は業務をやりやすくなるかなというのが2点目です。

○君塚総括補佐官 今、先生おっしゃった不法滞在者が来たという場合、基本的に私ども公務員の場合ですと通報の義務がございませんですけども、一般の方にはそれはございせん。それを、例えば委託契約に書くかどうかということについては、ちょっとそれは考えなければいけないかと思っています。ただ、本人はそのつもりで来たのであれば、それは出頭をお勧めするということになるかと思えますし、非常に難しい事案であれば一たん引き取っていただくということも選択肢はあるのかなと思います。ただ、そこは本人の意図を踏まえて、その場の状況で対応するということになるかと思えますが、出頭してくるというケースはめったにないと考えております。

○渡邊副主査 多分、自ら出頭ということはなかなかないと思うんですけども、お話を聞いていると、そうかと思われるみたいなときにどう振る舞えばいいのかというのは、やはり個別具体的な対応しかないと思うものの、民間事業者に対し、個別具体的に対応してくださいと言うのか、少なくともその辺りは制度設計の段階で明確にして、民間事業者が受けて悩み始めてということがないように、むしろ少し考えておくということが大切ではないでしょうか。

○君塚総括補佐官 本人にパスポートや身分証明書の提示を求める義務は、インフォメーションセンターの職員にはございせん。基本的に個人情報も出す必要はありません。

ただ、今、先生がおっしゃったように話の中で不法滞在を疑うということがありますので、その段階で通報できるかという、なかなかそれは特定もできるわけではございせんから、基本的には案内に徹し、もうわかりました、自分が出頭しますということになれば、手続を行っている東京入管の何階へ行ってくださいというような話の流れになるかと思えますし、そこは全く前例がないわけではございせん。少ないわけですけども、そこはある意味ではこういうような切り出し方で本人にそういう気があるんだったら御案内するというような、そういう対応はとれるのではないかと考えてございせん。

○渡邊副主査 最後に御質問というか、お願いします。さっき樫谷委員の方からお話があったのですが、例えば、日本語の相談が当然一番多いとして、英語とか、それに続くようなものも日本語と同じぐらいの時間帯で詰めてもらうのか、それとも、1日のうちに何時間と決めて詰めてもらうのかはどうなのでしょう。

拝見したところ、タガログ語が一番少ないのですか。韓国語が少ないのですか。そういうものは、例えば曜日を決めて韓国語による相談は何曜日とかというやり方での対応が可能なのか。やはり要請があれば出なければいけないのかというところで、今まではどうかということも重要だと思いますし、もし安く人員をエフェクティブに張り付けるということであれば、それも提案の内容になるのか、その辺りはどうなのでしょう。

○本針補佐官 今回の4官署につきましては、今17ページにある表は現在の締結している契約を踏まえて常時の体制として求めているものでございます。

それ以外でも、41ページ以降の中で、もともとこちらの方は、ここは最低限常時1名以上という形で求めている以上の、例えばタイ語ですとか、それ以外の言語等につきまして、それはそういう多言語の中で対応していただいていることになっていると思いますが、今、少なくとも、これは局によっても、その地域によっても若干地域差はあるわけですが、現状よりもそういうサービスの質としては落とさないような方向での契約にしていきたいというところがございます。

それに加えて、この実績等を見ていただく中で、追加で例えば言語を増やすような体制、それは常駐じゃなくてもいいとは思いますが、可能な中での対応をしていただくというのは先ほどの加点要素の中で考慮できるような形にはしているわけですが、まずは現行の質の水準は維持できるようなことを前提として、今回実施要項(案)の中では入れさせていただいているところでございます。

○稲生専門委員 やや細かいんですけども、公共サービスの質をチェックするときにアンケートをおやりになるということで、これはやはり日本語だけなんでしょうか。

○君塚総括補佐官 これはそんなに多くの項目はございませんで、5段階評価ということでございますから、もし必要があれば何か国語かに訳して、その人のわかりやすい言葉によるアンケート用紙を配布して、で丸を付けてもらって、無記名で回収することを考えてございます。

○稲生専門委員 必要最小限の言語が5言語ありますから、工夫していただければと思います。

○君塚総括補佐官 これは実際にやるときは本当に紙1枚のアンケートでございまして、自由記入欄も含めて書いていただくようにするために、そこは工夫をしたいと思っております。

○稲生専門委員 わかりました。

もう一点ですが、窓口業務の方なんですけれども、こちらの方は比較的定型的な業務という理解をしているんですが、その場合に全国まとめてやってしまうという方法はとれないのでしょうか。

つまり、東京とか大阪とか分けて市場化テストにかけるという方式がやはり効率的なんでしょうか。割とこれは3人とか5人とかで少ないというのと、比較的相談業務と違って繰り返すということで定型的なのであれば、全国一元的にどんと出してしまうということも考えられるんじゃないかと思っております。

○君塚総括補佐官 当初そのことについても検討いたしたんですけれども、現在、東京局と横浜支局は非常勤で、名古屋局と大阪局は委託ですが、一般のところを手を挙げていただいているということで、受注機会の可能性という意味で、全国一律でその選択肢を狭めるのがいいのか、それとも、その3大都市において4か所でやるのがいいのかというところで議論したときに、今でもそれなりの実績を上げていただいているということもありますので、受注機会の可能性を高めるべきではないかという趣旨に立って今回は4か所それぞれについて調達することにしましたけれども、それは今後また3年先にはそのときの状況を踏まえて統合することはあり得ると思っておりますが、今の時点では、全国分をまとめて調達するようにはなっておりません。

○樫谷主査 ありがとうございます。

入管協会のことですけれども、入管協会は歴史があって経験があるので、当然今回の入札に参加することは全く問題がなくて、堂々と質と価格で勝負すればいいんですが、ただ、御経験が深いので全く新規参入のところと比べて情報格差が相当あると思うんです。

その辺の配慮、つまり入管協会と同じレベルの情報というのはなかなか経験もあるので難しいかもわかりませんが、情報格差ができるだけないように、実施要項だけではなくて説明会において十分に御説明いただければいけないかと思っておりますので、御配慮いただけたらと思います。

○君津総括補佐官 今般、市場化テストに応募したからには、それを十分に踏まえた対応をさせていただけたらと思っております。

○樫谷主査 では、ありがとうございます。

(法務省関係者退室・国土交通省関係者入室)

○樫谷主査 大変お待たせいたしました。続きまして、「中央合同庁舎第3号館施設管理業務」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省大臣官房会計課山越施設管理専門官に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項(案)の内容につきまして15分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山越施設管理専門官 よろしく願いいたします。

実施要項(案)でございますけれども、冒頭、本文の前段で公共サービス改革の趣旨、目標、それから後段で国土交通省が所管する設備の施設管理業務について、公共サービス改革基本方針に従って本業務の実施要項を定めると規定しております。

大きな1番になりますが、対象公共サービスの詳細な内容、確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項でございます。

1.1 ですが、「対象公共サービスの詳細な内容」としまして、「(1) 対象施設の概要」、それから次のページにいきまして2ページで下の方になりますが、「(2) 業務の対象と業務内容」、次は4ページの中段になりますが、「(3) 用語の定義」について定めております。

次からは業務の具体的な内容になりますが、1.1.1で「管理運営業務全般に係る業務」、次の3ページにいきまして1.1.2で「設備等管理業務」、次に下にいけますが、1.1.3で「庁舎管理窓口業務」、次のページにいきまして1.1.4で「警備業務」、1.1.5が「清掃等業務」、1.1.6が「植栽管理業務」、

1.1.7 が「庁舎内ねずみ・昆虫等防除等業務」、1.1.8 で「執務環境測定」、1.1.9 で「設備の修繕計画作成業務」、1.1.10 で「エネルギー管理業務」、最後に 1.1.11、「その他」について定めております。

次のページにいきまして、次からは 1.2 として「サービスの質の設定」について定めておりまして、1.2.1 が「管理・運營業務の質」、1.2.2 で「各業務において確保すべき水準」、1.2.3 で「創意工夫の発揮可能性」、次のページにいきまして 1.2.4 で「委託費の支払い方法」、1.2.5 で「費用負担等に関するその他の留意事項」について定めております。

次に 10 ページになりますが、大きな 2 として「実施期間に関する事項」。

次に、大きな 3 で「入札参加資格に関する事項」。(1) で、「法第 10 条各号（第 11 号を除く）に該当するものでないこと」、以下、はしよりにまして、(8) で「入札参加グループでの入札について」を定めております。

次のページにいきまして、大きな 4 になりますが、「入札に参加する者の募集に関する事項」としまして、「(1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）」、(2) で「入札実施手続」について定めております。

次は 13 ページまで飛んでいただきまして、大きい 5 で「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」ということで、「(1) 落札事業者決定にあたっての質の評価事項の設定」。

①になりますが、「必須事項審査」として 3 項目 5 事項で、1 項目各 20 点で 100 点を配点しております。

次のページにいきまして 14 ページになりますが、「②加点事項審査」です。60 点配点しておりまして、1) から 5) の提案、それから業務に対してそれぞれ記載の点数を配点しております。

下の方の (2) になりますが、「落札事業者決定にあたっての評価方法」としまして①ですが、次の 15 ページを見ていただきまして総合評価点の算出ということで、基礎点 100 点と加算事項審査による加算点を足しまして、入札価格で割る除算方式により決定することとしております。

次のページにいきまして 16 ページになりますが、(3) で「初回の入札で落札事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて」を定めております。

大きい 6 番になりますが、「対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項」としまして、別紙 12 に定めております。

大きい 7 番になりますが、「落札事業者に使用させることができる国有財産に関する事項」について定めております。

大きい 8 番でございますが、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、それから契約により落札事業者が講ずべき措置に関する事項でございますが、(1) で報告について、次のページになりまして、中段になりますが、(2) で「3 号館の検査・監督体制」、次の 18 ページになりますが、(3) で「国土交通本省による調査への協力」、(4) で「指示について」、(5) で「秘密の保持」、(6) で「個人情報の取り扱い」、次のページの下の方になりますが、(7) で「契約に基づき落札事業者が講ずべき措置」について定めております。

次は、24 ページまで飛んでいただきまして、大きい 9 番で、「落札事業者が対象公共サービスを

実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該落札事業者が負うべき責任に関する事項」としまして、(1)で「国土交通省が行った損害賠償に対する求償」、(2)で「落札事業者が行った損害賠償に対する求償」について定めております。

大きい10番ですが、すみません。「法」が抜けていました。「対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項」としまして(1)で「実施状況に関する調査の時期」、(2)で「調査方法」、(3)で「調査項目」、次のページにいきまして(4)で「評価アドバイザーへの報告」について定めております。

最後になりますが、大きい11番で、「その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項」としまして、(1)で「評価アドバイザーの活用」、(2)で「対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表」、(3)で「3号館の監督体制」、(4)で「落札事業者が負う可能性のある主な責務等」について定めております。

実施要項(案)の概要については以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひします。よろしいですか。

我々は素人なので、この実施要項(案)の別紙に書いてあることの理解が十分できているわけではないんですが、これが仕様発注になっていたり、創意工夫の余地があるのかなにかについてちょっと判断ができかねるんですね。プロが見ればわかるのかもしれませんが、この内容が適切であるということで創意工夫の余地が十分あるんだというようなことについて、どういうところをどう見ればわかるのか、ちょっと教えていただけたらと思うのですが。

○荒井係長 御説明させていただきます。実施要項の8ページをご覧いただきたいと思います。「創意工夫の発揮可能性」ということでして、基本的には我々の業務はこの庁舎と一緒にして、常に適切に動いてほしい業務がほとんどでございます。そういった中で、創意工夫の発揮の可能性ということで、まず業務全般に対する提案ということで、管理業務すべてに包括的に質の向上という観点から提案をいただこうと考えております。全般ですね。

次は「従来の実施方法に対する改善提案」ということで、今まさしく動かしている庁舎の使用の方法も、恐らく民間事業者は様々な提案がありまして、我々にも想定できないところが正直ございます。ですので、環境面もそうですし、安全性の確保ですとか確実性の確保も、質の中でも書いてはありますけれども、これ以上の提案を我々は期待しているところでございます。

また、3番目でございますが、コストの低減に関する提案ということでございまして、イニシャルコストですね。恐らく、我々は3年の複数年契約で考えておりまして、2年目、3年目の準備に要する費用等々、コストが改善されるのではないかと。また、人員の配置の方法とか、いろいろと業者の提案を見ながら、そこはコストの削減できるのではないかと考えております。以上です。

○樫谷主査 今、御説明いただいた8ページの一番下の「従来の実施方法に対する改善提案」ということですが、別紙に書いていただいたのは従来の実施方法が書いてあるという理解でよろしいですね。

○荒井係長 おっしゃるとおりです。

○樫谷主査 これを読んで、もっとこういうやり方の方がいいんじゃないかとか、そういうような提案をしてくださいという意味ですね。

それから、サービスの質のところですけども、8ページで例えば③に「環境への配慮」というのがあって、平成13年度に対して8.5%削減を目標として云々と書いてあります。どこかに書いてあるのかもわかりませんが、年平均8.5%ということについて何か削減する提案をしなければいけないわけですけども、これは現状がこうだというふうにごどこかに書いてあるんですか。ということは、工夫して8.5%削減するような提案をしないとイケないということになるわけですね。

○荒井係長 180ページをご覧いただければと思います。4.になりますけれども、今、実績として平成21年度は13年度に比べて4.99%、一見、低くご覧になると見受けられるかと思うんですけども、実際に排出量係数で見るとこういうふうになってしまいます。

というのはどういうことかと言いますと、電気における排出量係数というのは毎年異なった排出量係数が送られてくるのですが、その排出量係数が21年度は原子力発電とか、そういったものが使えなかったものですから、大変高い排出量係数を求められておりました。ですので、21年度はそういった中でやっていったものから、実績としては4.99%という実績になっております。

ただし、恐らく22年度については排出量係数はそれなりに低く設定されておりますので、8.5%を達成する見込みになっております。というのは何を期待しているかと言いますと、この8.5%というのは、我々国土交通省の本省が京都議定書の約束を守るために、京都議定書は6.5%になっているかと思っておりますけれども、それよりちょっと上乘せしてがんばろうということで8.5%の削減目標を掲げているということになっております。

ですので、要は今年度実績を超えるような提案をしていただけるとありがたいと考えております。

○樫谷主査 素人で申し訳ありませんが、8.5%削減するために民間事業者はどういうアクションをすることになるんですか。例えば、今のように原子力云々と言われちゃうと民間事業者は手も足も出ないわけですね。

そういう工夫の余地というのはどこかにあるものですか。いわゆるプロが見たらわかるのかもわかりませんが。

○河内係長 補足させていただきますけれども、基本的には省エネの推進というところではがんばっていただきたい。省エネの推進については内閣府の方から、省庁はこのぐらいのがんばりをしなさいというものが毎年きております。それは環境政策の面でできていますけれども、例えば真夏の温度は28度に設定しなさいとか、冷房時間は5分にしなさいとか、そういった形で基本的なところは全部きています。それで、それを更に一步踏み込んだものを提案していただきたい。

例えば、空調をするに当たってもエリアを少し見直してみるとか、実退庁時間みたいなものの統計を取って、一律何時から何時ではなくてもっとこまめな形でやっていただきたいとか、それから消灯の関係などもありますので照明の消し方などもいろいろあると思うんです。ですから、いろいろな設備を運用管理していく上で、今はこうやっているだけけれども、もっと何か踏み込んだ形というものを我々は期待しております。

先ほどの説明にもあったんですけども、8.5 というのは目標値なんですね。まず、この目標値があるということで提案をしていただきたいということです。

ただ、実際にそれができないからと言って何かあるわけではないんです。あくまでもこれは目標値として取り組んでいただきたいという思いで書いておりまして、実際に21年度も4.99という数字にとどまっておりますので、そういったさらなる踏み込みの部分を期待して書いた部分でございます。

○樫谷主査 国土交通省で会議があるんですけども、28度というのは本当に暑くて眠たくなっちゃうくらいですが、それが環境に配慮したということで、それは29度に上げてもいいということなんですか。逆に言えば、29度に上げれば多分削減できるかもわかりませんが、その代わり効率が悪くなる可能性はありますね。

○河内係長 29度に上げるというのも一つの選択肢なのかもしれないんですけども、それが果たしていいか悪いかというのは、また評価が……。

○樫谷主査 利用者の業務に支障のないように配慮することにならないということですね。

わかりました。そこが一番、今回この中身で我々がなかなか理解できなかったの。

○稲生専門委員 細かいところで、私も本当に素人で恐縮なのですが、実施要項の9ページで「委託費の支払い方法」というのが1.2.4に書いてございまして、もちろん常識で大体わかることはわかるんですが、これは要するに毎月払っていただけるということですね。

それで、何が条件かと言うと、この1.2.4の最初の1行目ですか、「事業期間中の検査・監督を行い、質及び最低水準の確保の状況を確認した上で」払う。質というのは、恐らく前の8ページの1.2.1のことを指しているのかなということで、例えば不備に起因する営業の中断回数があるとかないとか、多分そこら辺はざっと毎月チェックしていく。

それから、最低水準の確保というのがちょっとわかりにくいのですが、多分これは1.2.2のところでございますね。それで、仮に創意工夫で1.2の水準が変わってきたのであればそれも合わせてチェックする。その中身がまさに膨大な別紙の3から10まで、これを全部毎月ざっとチェックをしていくわけですか。

もちろん、ごみの処理とか、日報とか、そういうもので判断できる場所もあるんですが、結構、しんどいところもあるのかなというのがあって、そこら辺は今までの御経験からスムーズに、だっとチェックしていけるような体制になるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○荒井係長 基本的にはやはり日報というものがございますので、そちらで日々のチェックはしております。それで、膨大になってしまうんですけども、どうしても細かい点が多いので仕様書的な部分については膨大な資料になっておりますが、基本的には日々のものは日報をいただいておりますのでそこで確認しております。

また、月次の点検ですとか、年次の年に1回の点検ですとか、そういったものについては各自その都度チェックをしていくというような検査の方法になっております。

○渡邊副主査 時間もありますので、簡単にお伺いします。

この実施要項では別紙何々のとおりというふうに書いてあって、別紙を拝見すると、良好な状態

に保ってほしいという一般的なところから、たまたま目についただけなんですけれども、94 ページでカセット型空気清浄装置の掃除の仕方、専用の洗浄剤で洗浄液をつくり、集じんエレメントを一定時間浸け置くとか、ものすごくディテールにわたっているところが全部一緒に書いてあるんですけれども、どうも今のお話を伺うと、例えばその業務時間とか、あるいは先ほどの 28 度か 29 度かについては内閣府の方からこういう基準でというのが既にいっているとすると、率直に申し上げるとそれについての創意工夫というのは多分難しい部分がある。

ただ、一方、これを見ると、専用の洗浄剤で洗浄液をつくらせて一定時間浸け置くかどうかは、多分洗浄剤の選び方で随分違って来る、そういう創意工夫が働く部分と、この膨大な別紙に全部一体化されているものですから、私も拝見してどう考えていいのかわからない、今は全くどうしようという感じだと思います。

プロの方がご覧になれば一目でおわかりになるのかもしれないんですけれども、要はここは創意工夫じゃなくて絶対に守ってもらわなければいけない、最低限これだけはやってもらわなければいけない部分というのがもしあるとすれば、民間事業者は応札に際して、それも創意工夫するかどうかとか、無駄なエネルギーを割き、あるいはそのコスト増加で応札できないリスクを負わずに淡々と粛々と、これについてはこのぐらいのコストパフォーマンスでやれるとか、そういう判断がしやすくなると思うんです。

そういう意味で、ある程度ここは絶対にやってもらわなければいけない場所、ほかは実態によるんでしょけれども、創意工夫の余地ありみたいな、ざっくりした区分というんですか、さっきの業務時間とか、そういう区別はできないものなんでしょうか。

○河内係長 まず、絶対な部分というのは法律で必ずやらなければいけないこと、これがまず絶対ですね。法律として、例えば年 1 回やらなければいけないことというのはビルの運営上決まっていること、これは絶対なんです。

それで、もう一つですけれども、ビル管理というか、運用というのは、実は実施要項（案）にもあるんですが、保全業務共通仕様書と呼ばれる一律のビルの保全というのはどういうふうにするかを定めた本があるんです。基本的に、これが業務のバイブルなんです。この業務のバイブルというのは、これは共通仕様書ですから法律ではありません。ですから、これは 100%ではないんですが、でもこれはバイブルとして今までずっと長く培われてきたものでございますから、この精神は必ず踏襲してもらいたい。

その中で、どこまで切り崩せるのかというお話になるんでしょうか。やはりそのバイブルの精神は必ず崩さない範囲で業務の方に切り込みをかけてもらう。

先ほど膨大な量とおっしゃったのですが、これは今まで例えば電気の保守運営、警備関係、それから清掃とか、本当に各業務においてその道のプロという方がいらっしゃるんです。ですから、その道のプロの方、例えばこの業務のプロというのはなかなか難しいんです。多様にわたっておりますから。ただ、この中のこの部分についてはプロと呼ばれる方がたくさん存在しますので、そういう方に見ていただいて、その中で提案をいただきたいという思いで書いております。

そういったことをこちらが期待しているものですから、コンソーシアム入札、要はいろいろな

方々が集まっていたいて、その道のプロの方々がそれぞれの提案をいただくというようなことを想定して要項の方を書いておりますので、先ほどの絶対というお話に戻りますけれども、まず法律の部分、共通仕様書の部分、それ以外は全くフリーだと思います。

そういった形で書いておまして、実際に要項の中にも共通仕様書によるという部分も書いてありますし、それから別紙に法律により定められた作業ということも書いてありますので、その2つが今、御質問のあった趣旨の内容の答えになっているのかなと思います。

○渡邊副主査 そうすると、発注者としてこれだけは譲れないというのは特にないというふうに伺ってよろしいわけですね。

○河内係長 法律は譲れませんし……。

○渡邊副主査 法律を遵守するというのは当然の話でして、別に法律のことを伺っているわけではありません。発注者の希望として特段のこれだけは譲れないとか、そういうものがあるわけではないと承ってよろしいんですね。

○河内係長 そうですね。そういうことで問題ないと思います。

○渡邊係長 個別の案件にはなるんですけども、例えば警備ですと配置人員とか、警備時間とか、建物によって6万平米近くあるところですが、警備をこの時間にこの場所においてほしい、いっぱいお客さんがくる時間にたくさん配置するとか、その辺に関しては絶対やってほしいということがあります。従来こういうふうに行っているのです。

ただ、それ以外の方法でもし可能であればということはありませんけれども、人間の配置ですので、人間以外でやるとか、そういうことがもしあったら別ですが、ほかの方法が考えられないという場合もあります。その場合は、事実上、従来の方法どおりやっておいただくということが恐らく基本になるのかなというところがあります。

ほかにも、3号館という建物の構造上、そういうふうに行わなければならないということはあるかとは思いますが。

○榎谷主査 それでは、時間となりましたので終わりたいと思うんですけども、本実施要項（案）につきましては次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国土交通省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて引き続き御検討いただくようお願いしたいと思います。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せいただき、事務局で整理していただいた上で各委員にその結果を送付させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。

なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。